一戸建て等(※1)用 RC造等用

提出日

令和	年	月	日

技術基準確認チェックシート[リフォーム工事完了後](耐震性)

	申請者名	名
工事監理者名	工事監理者名	

(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名してください。) (申請者が工事監理者と同一の場合は工事監理者欄の記名は不要です。)

私は、リフォーム工事を実施した部分について、次表の確認を行いました。

注)申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところについて、チェック又は記入してください。また、リフォーム工事を実施した部分に関連しない項目については、斜線を引いてください。

<u>を</u>	を引いてください。						
基準の概	S	工法 R C	確認項目	確認内容(※2)	リフォーム工事を 実施した部分に関 連する項目に チェック	現場確認を実施した項目にチェック	
要	造	造			✓ ✓	V	
		0	共诵	柱、はり、壁及びスラブの位置が所定のとおりであること。			
		0	大坦	鉄筋・コンクリートの品質・強度が所定のとおりであること。			
耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の等級2に適合し評価方法基準の第5の1―1に定める	0	0	直接 地盤・ 基礎	基礎の種類、寸法、配筋(径・本数・位置・定着・継手・端部処理・かぶり厚さ)、地盤の状況及 び床付けの状況が所定のとおりであること。			
			基礎 杭 基礎	基礎の種類、位置、杭径、杭長、配筋(径、本数、間隔、定着及び継手)並びに支持地盤(位置、種類、地耐力等)が所定のとおりであること。			
				柱寸法が所定のとおりであること。			
			柱	主筋の配筋(径、本数、間隔、位置、定着、継手、端部処理及びかぶり厚さ)が所定のとおりであること。			
				帯筋の配筋(径、本数、間隔、位置、形状、端部処理及びかぶり厚さ)が所定のとおりであること。			
				はりの断面寸法が所定のとおりであること。			
	_		はり	主筋の配筋(径、本数、間隔、位置、定着、継手、端部処理及びかぶり厚さ)が所定のとおりであること。			
			(47)	あばら筋の配筋(径、本数、間隔、位置、形状、端部処理及びかぶり厚さ)が所定のとおりであること。			
		0		貫通孔の位置、形状及び補強配筋が所定のとおりであること。			
			壁	壁厚が所定のとおりであること。			
				配筋(径、本数、間隔、位置、定着、継ぎ手、端部処理及びかぶり厚さ)が所定のとおりであること。			
				開口部の位置、形状及び補強配筋が所定のとおりであること。			
				スリット(完全、部分)の位置及び形状が所定のとおりであること。			
				スラブ厚・寸法が所定のとおりであること。			
		る		スラブ	配筋(径、間隔、定着、継手及びかぶり厚さ)が所定のとおりであること。		
てい				開口部の位置、形状及び補強配筋が所定のとおりであること。			
ること。			鋼材の種類・ 規格	鋼材等の種類・品質が所定のとおりであること。			
		_	部材の位置・	柱脚・柱・壁・梁・床・ブレースの位置が所定のとおりであること。			
			形状·寸法	柱脚・柱・壁・梁・床・ブレースの形状及び寸法が所定のとおりであること。			
	0		ボルトの締付け	ボルト接合部の種別、品質、径、本数及び締付けが所定のとおりであること。			
			溶接部分 溶接部分の外観、形状が所定のとおりであること。				
			柱脚部	アンカーボルトの品質、径、本数、位置及び定着長さが所定のとおりであること。			
			117/1 / 1777	ベースプレートが所定の厚さであること。			

- 1	4	+:	н	Ь
4		п	7	4
-1	/ŀ	Ħ	**	×

^{※1} 一戸建て等の住宅とは、一戸建て、連続建て、重ね建て又は地上階数2以下の共同建ての住宅をいいます。

^{※2 「}所定の」とあるのは、設計図書等に記載されている事項を意味しています。